初任診断	運転者として新たに雇い入れた者であって雇い入れの日前三年間に当該適性診断を受診したことがない者（個人タクシー事業者を除く。）	受診者から日常の運転の状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、事業用自動車の運転者として交通事故の未然防止のために運転行動について留意すべき点に関する助言及び指導を行う。
適齢診断	高齢者（六十五才以上の者をいう。）	受診者から日常の運転の状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、当該受診者の加齢による身体機能の変化の運転行動への影響を認識させるとともに、交通事故の未然防止のため身体機能の変化に応じた運転行動について留意すべき点に関する助言及び指導を行う。

○国土交通省告示第千七号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十三年九月十六日に次のとおり認定したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十三年十月四日

国土交通大臣　前田　武志

一　適性診断を実施する者の名称

株式会社都南自動車教習所

二　主たる事務所の所在地

神奈川県座間市緑ヶ丘四丁目二十番一号

三　適性診断の名称、対象及び内容

名称	対象	内容		
		共通事項	個別事項	
特定診断Ⅰ	死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故を引き起こした時に交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者（同条第四号に掲げる傷害を受けた者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故を引き起こした時に交通事故を引き起こしたことがある者（当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前三年間に当該適性診断を受診したことがある者を除く。）	①心理テストによる診断 ・性格、運転態度及び危険感受性に関する基本的診断 ・認知、判断及び動作のタイミング、動作の正確さ、動作の円滑さ ②視覚機能の診断	受診者から交通事故を引き起こしたときの状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、交通事故を引き起こすに至った当該受診者の運転特性上の要因を認識させるとともに、交通事故を引き起こしていない優良な運転者の運転特性等を参考として、交通事故の再発防止のために必要な運転行動の改善に関する助言及び指導を行う。	受診者から日常の運転の状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、交通事故の未然防止のために運転行動について留意すべき点に関する助言及び指導を行う。
初任診断	運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前三年間に当該適性診断を受診したことがある者を除く。）			受診者から日常の運転の状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、事業用自動車の運転者として交通事故の未然防止のために運転行動について留意すべき点に関する助言及び指導を行う。
適齢診断	高齢者（六十五才以上の者をいう。）			受診者から日常の運転の状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、当該受診者の加齢による身体機能の変化の運転行動への影響を認識させるとともに、交通事故の未然防止のため身体機能の変化に応じた運転行動について留意すべき点に関する助言及び指導を行う。

○気象庁告示第十三号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月四日

気象庁長官　羽鳥　光彦

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第11505号	転倒ます型雨量計の感部RT—1034	東京都目黒区自由が丘1丁目20番19号	光進電気工業株式会社	平成23年9月8日
第11506号	転倒ます型雨量計の感部RT—1036	東京都目黒区自由が丘1丁目20番19号	光進電気工業株式会社	平成23年9月8日

○近畿地方整備局告示第二百四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月四日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	橋本市隅田町河瀬字鳥坪一八四番二から同市妻二丁目九番九まで	近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十月四日

○中国地方整備局告示第百七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月四日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
総社市種井字黒田四九番一地先官有無番地から同市種井字尾中七二五番一地先官有無番地まで	前	一〇・八〇メートル～一五・〇〇メートル
	後	一一・〇〇キロメートル～二六・二〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所